

議案第20号

富士見市借上型コミュニティ賃貸住宅条例及び富士見市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市借上型コミュニティ賃貸住宅条例（平成15年条例第12号）及び富士見市営住宅条例（平成21年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

公営住宅法の一部改正等に伴い、富士見市借上型コミュニティ賃貸住宅条例及び富士見市営住宅条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市借上型コミュニティ賃貸住宅条例及び富士見市営住宅条例の一部を改正する条例

(富士見市借上型コミュニティ賃貸住宅条例の一部改正)

第1条 富士見市借上型コミュニティ賃貸住宅条例（平成15年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「昭和26年政令第240号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第7条第1項第2号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

借上賃貸住宅の毎月の使用料は、毎年度、次条第2項の規定により認定された借上賃貸住宅に入居する入居権利者（以下「入居者」という。）の収入（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入）に応じ、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第22条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該借上賃貸住宅の使用料の額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

第10条第2項中「前項」を「第1項」に、「家賃」を「家賃の額」に、「公営住宅法施行令第3条及び同令第15条第1項」を「令第3条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 令第2条第1項第4号に規定する数値は、規則で定めるものとする。

第10条に次の1項を加える。

4 法第16条第4項に規定する入居者が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第22条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると市長が認めるときは、当該入居者の借上賃貸住宅の毎月の使用料は、第1項の規定にかかわらず、毎年度、当該入居者の収入に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第25条を第27条とし、第24条を第26条とし、第23条を第25条とする。

第22条第1項第6号中「第16条及び第18条から第20条」を「第17条及び第19条から第21条」に改め、同条第5項中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第24条とする。

第21条第2項中「前条第1項ただし書」を「第21条第1項ただし書」に改め、同条を第23条とし、同条の前に次の1条を加える。

(収入状況の報告の請求等)

第22条 市長は、第10条第1項若しくは第4項の規定による使用料の決定又は第13条の規定による使用料の減免の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する収入状況の報告の請求等を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第20条を第21条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条第3項中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「借上賃貸住宅に入居している入居権利者（以下「入居者」という。）」を「入居者」に、「前条」を「第10条」に改め、同条第3項中「第23条」を「第25条」に改め、同条を第12条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

(収入の申告等)

第11条 入居者は、毎年度、規則で定めるところにより市長に収入を申告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 入居者は、前項の認定について、規則で定めるところにより意見を述べるることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(富士見市営住宅条例の一部改正)

第2条 富士見市営住宅条例(平成21年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「同条第1項各号」を「同項各号」に改める。

第18条第1項中「収入(」を「入居者の収入(」に、「第32条」を「第20条第1号、第32条第1項及び第34条第2項」に、「基づき」を「応じ」に改め、同項ただし書中「による」の次に「報告の」を加え、同条に次の1項を加える。

4 法第16条第4項に規定する入居者が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第39条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると市長が認めるときは、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、第1項の規定にかかわらず、毎年度、当該入居者の収入に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第24条第2項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第34条第3項中「規定は、第1項」を「規定(第21条第1項を除く。)は、第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第16条第4項に規定する入居者であって、第32条第1項の規定により収入超過者として認定されたものが当該市営住宅に引き続き入居している場合において、第19条第1項に規定する収入の申告をすること及び第39条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると市長が認めるときは、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、第18条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、毎年度、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により算出した額とする。

第36条第1項中「第18条第1項及び第34条第1項」を「第18条第1項及び第4項並びに第34条第1項及び第3項」に改め、第3項中「第21条」の次に「(第1項を除く。)」を加える。

第39条第1項中「第18条第1項、第34条第1項」を「第18条第1項若しくは第4項、第34条第1項若しくは第3項」に、「第34条第3項」を「第34条第4項」に改め、同条第3項中「、同様」を「同様」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。